

## 教育基本法「改正」法案の廃案を求める決議

さきの通常国会で「継続審議」となった教育基本法「改正」法案が、ふたたび現臨時国会に上程され、その成立に強い意欲を示している安倍新総理大臣の下で、優先的に採決に持ち込まれる可能性が高まっている。

しかしこの教育基本法「改正」案は、各界の識者が指摘しているように、また今年5月-6月の国会審議からも明らかになったように、憲法26条に保障された国民の教育を受ける権利、および国民が教育を担う権利を著しく損なう恐れがある点で、憲法に違反する疑いがあるばかりでなく、これまで公式には否定されてきた教育に対する国家の全面的支配権を確立しようとする、非常に危険な内容を多く含んでいる。

現行法第1条(教育の目的)には「人格の完成」を掲げ、「改正」法案1条には、それと並列して「必要な資質を備えた国民の育成」が新たに追加されており、それを受けて、「改正」法案第2条(教育の目標)には5項目にわたって道徳教育の『徳目』があらわれている。従来道徳として国民生活の指針とされていたものを、新たに法律化してそれを強制するということは、多義的に解釈され得る道徳に対して、時の政府が国定の解釈を押しつけることに他ならない。しかもこの国民の思想・良心の自由を侵しかねない一面的な道徳教育は、大学、私立学校、幼稚園にまで強要されることになる。

教育基本法「改正」法案は、第二次大戦前の教育勅語に基づく教育がそうであったように、教育を国家の支配下におこうとするものである。現行法10条は、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接責任を負って行われるべきものである。2・教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」としているのに対して、「改正」法案16条は、教育が国民全体に対して責任を負うという部分と、条件整備関連部分を削除し、それに代えて新しい2項目に、「国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない」と謳っている。さらに17条には、「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告する」としており、国の教育行政が教育を全面的に支配することを明記している。民主党案についても、同様の危険性をもつものと言わなければならない。

9月21日、東京地方裁判所は、東京都教育委員会が国の指導に基づいて出した「国旗掲揚・国歌斉唱」の03年通達を、教育基本法10条違反、憲法19条違反と判決した。東京都は、国の教育行政の先頭を切って教育現場への介入を進め、「君が代」指導を忠誠を示す踏絵として利用しており、この踏絵を拒否する教員が次々と懲戒処分にしめられてきた。この判決は、現在の教育基本法が教育を国の政治的強制から保護し、国民の教育権を支える法律であることを明かしている。

安倍新内閣が各方面で「国権」強化的な策動を強めている時、教育基本法の「改正」はこの悪しき方向への傾斜を一挙に推し進めることとなろう。私たちは、教育と研究の自由、民主教育擁護のために、この法案の廃案を強く求めるものである。

2006年10月29日

北海道私立学校教職員組合・北海道私立大学教職員組合連合  
第70回定期大会